

【説明】

メンブレンガスホルダーは、メタンを主成分とするバイオガスの安価な貯槽であり、食品廃棄物、家畜排泄物、下水汚泥等の処理施設の低圧ガスホルダーとして需要がある。平成19年3月に、ガス事業法の適用を受けるメンブレンガスホルダーの安全の確保を図ることを目的とし、「メンブレンガスホルダーに係るガイドライン（平成 19・03・20 原院第1号）」を制定した。

平成21～22年度に「技術基準適合性評価委員会」（一般財団法人日本ガス機器検査協会に委託し運営）において、膜部材の耐候性、耐食性の検証やガイドラインの問題点と対応等について検討を行い、今回、その結果及び引用指針の改訂を踏まえ、当該ガイドラインを廃止し、新規にガイドラインを制定する。

【主な見直し内容】

（1）膜材料の定義の追加等

ゴム膜が使用できるように、膜材料の定義にゴム^{びきふ}引布を追加した。また、ゴム引布は、耐候性を考慮して、外皮部に用いることができない旨を規定した。

（1. 3関係）

（2）屋外暴露試験方法

メンブレンガスホルダーに使用するものと同一仕様の膜材料の屋外暴露試験方法について、参考として例示した。（2. 2. 2参考3関係）

（3）膜部材の劣化に関する留意事項

バイオガス中の硫化水素等の硫黄化合物による膜部材の劣化に関する留意事項を規定した。（2. 2. 3（8）関係）

（4）ガス貯蔵部を収納する鋼製カバーの難燃性

ガス貯蔵部を収納する鋼製カバー等は、外皮部と同様に難燃性であることを規定した。（2. 2. 4（3）関係）

（5）耐震規定の最新版引用

耐震性については、一般社団法人日本ガス協会の「製造設備等耐震設計指針」を引用しているが、平成26年4月に改訂されているため最新版に改正する。（3. 4（3）関係）

（6）膜部材の接合部の構造

溶着による接合のみを規定していたため、接着剤等による接合についても対象となるように規定を改正した。（3. 5. 3関係）

（7）ガス貯蔵部を収納する鋼製カバーの設計

ガス貯蔵部を収納する鋼製カバー等の設計について、特に規定がなかったため、安全性を考慮し、外皮部と同等の荷重設計を規定した。（3. 5. 6関係）

（8）鋼製カバー等に収納された膜表面の点検頻度

鋼製カバー等に収納されるメンブレンガスホルダー膜表面の点検については、安全性を考慮し、1回／月の頻度で目視点検を行うよう規定した。（4. 3関係）